

箕面都市開発株式会社情報公開実施細則

平成18年3月31日

(目的)

第1条 この細則（以下「細則」という。）は、箕面都市開発株式会社（以下「会社」という。）情報公開実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、必要な事項を定める。

(開示対象外文書の判断)

第2条 要綱第2条第1号の内「会社が、一般の利用に供することを目的として保有しているもの。」とは、会社の広報物として作成された会社案内、イベントチラシ、各種ポスター他広く一般の利用に供することを目的として作成された文書等で会社が保有しているものをいう。

2 要綱第2条第2号の内「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。（前号に掲げるものを除く。）」とは、会社が取得した官報、白書、新聞、雑誌、書籍等または会社が不特定多数の者に販売することを目的として発行するものをいう。

(定義)

第3条 要綱第2条の「職務上」とは、会社の役員又は従業員（以下「社員等」という。）が会社の「職制及び業務分掌規程」に基づいて行う業務をいう。

2 要綱第2条の「会社の社員等が組織的に用いるもの」とは、社員等が職務上作成した文書の内、「文書管理規程」に基づいて作成された文書等をいう。

(開示対象文書の判断)

第4条 「文書管理規程」に基づいて作成された文書等の内、「文書管理規程」に定める「開示対象文書」の要件に基づき、個別文書についての開示対象文書の決定をおこなう。会社は、この決定に当たっては、文書等の開示を求める市民の権利を十分に尊重するとともに、個人の情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をする。

2 会社は、個別文書についての開示対象文書の決定に当たり、商法その他の法令に規定された会社の株主及び債権者の権利、利益が適正に保護されるよう配慮する。

(閲覧又は提示を受ける者の範囲)

第5条 要綱第5条による「何人も」とは、箕面市民ばかりでなく、日本国民、外国人、法人も含まれる。

(閲覧または提示の申し出手続き)

第6条 要綱第6条による「文書を必要とせず、随時口頭でおこなうことができる」とは、文書等の開示を求める市民の権利を十分に尊重するという考え方を推し進めて手続きを簡素化し、円滑な文書等の開示を実現しようとするものである。円滑な文書等の開示のために必要があれば口頭ばかりでなく、随時文書、メモ等を求めることを妨げない。

2 要綱第6条第2項による「業務に支障」とは、受付窓口の混雑時、会議や来客等により円滑な対応が出来ないと判断する場合であって、みだりに「業務に支障」があるとの理由で、文書等の開示を拒んだり不当に閲覧または提示可能な日程を先送りしてはならない。

(非開示対象文書の定義)

第7条 細則第4条に定める「開示対象文書」の要件を満たさない文書等は「非開示対象文書」となる。また、要綱第7条に定める「非開示情報」が記録されている文書等は、原則、非開示対象文書となる。

(部分開示)

第8条 要綱第8条による「非開示情報が記録されている部分を分離することが容易かつ合理的であると認められる」とは、非開示情報を分離または秘匿した場合でも非開示対象文書を公開することが望ましく、かつ分離又は秘匿された文書等の残りの部分が独立して文書等として意味をなしていると認められる場合をいう。

(文書等の存否に関する情報)

第9条 要綱第9条による開示対象文書の存否についての照会については、会社窓口、電話、FAX、Eメールを含むいかなる手段でも情報提供する。ただし、非開示対象文書の存否に関する情報は提供しない。

(開示の実施)

第10条 要綱第11条による「速やかに」とは、「文書管理規程」に基づく開示決定後2ヶ月以内とする。ただし、要綱第8条による部分開示を必要とする場合および要綱第10条の意見照会を必要とする場合はこの限りでない。

(条例等の調整)

第11条 要綱第12条による「条例の規定」とは、箕面市情報公開条例第24条(指定管理者の保有する情報)の規定をいう。

(情報提供施策の推進)

第12条 要綱第14条第2項による「主たる事務所に備え付け、一般の閲覧に供する」とは、他の公開対象文書と分離してより円滑に一般の閲覧に供することができるように配慮する。

(文書の管理等)

第13条 要綱第15条第3項による「開示対象文書等の検索に必要な資料」とは、開示対象文書と決定した文書等について適正に管理し、随時、閲覧または提示を受けることができるように索引簿を作成し、市民の利用に供する。

(運用状況の閲覧)

第14条 要綱第16条第1項を実施するために、情報公開窓口担当者は、ホームページによる検索状況、窓口その他における情報公開に関する申し出または照会状況を記録する。本件記録には、申し出者、照会者の個人情報を記載しない。

2 要綱第16条第2項を実施するために、会社は、前項の運用状況について、毎年5月末日までに箕面市長に報告する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則は、平成17年10月1日以後に作成又は取得した文書等について適用する。